

警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿
各道府県警察（方面）本部長

(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	20年(令和25年3月31日まで)
有効期間	一種(令和25年3月31日まで)

警察庁丁人少発第241号
令和5年2月27日

警察庁生活安全局人身安全・少年課長

競馬法の一部を改正する法律の一部の規定の施行に伴うインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の改正について（通達）

競馬法の一部を改正する法律（令和4年法律第85号。以下「改正競馬法」という。）については、一部の規定が令和5年5月1日（以下「施行日」という。）から施行される（別添1及び2参照）ところ、本日、競馬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第38号。以下「改正令」という。）が別添3のとおり公布され、施行日から施行されることとなった。

改正令附則第3項により、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号。以下「令」という。）が別添4のとおり改正されるところ、改正の概要等は下記のとおりであるので、各都道府県警察にあつては、これらを踏まえ、遺憾のないように運用されたい。

記

1 趣旨

本件は、改正競馬法の一部の規定の施行に伴い、令について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第14条第1項は、インターネット異性紹介事業者に対する事業停止命令事由として、インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し同法第8条第2号に規定する罪その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときと規定しており、「児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるもの」については、令第1条各号に掲げられている。

この度、改正競馬法の一部の規定の施行に伴い、別添2のとおり、競馬法（昭和23年法律第158号）第34条が削除され、同じ内容が新たに同法第35条として規定されることを受け、別添4のとおり令第1条第12号中「第34条」を「第35条」に改めることとした。

3 参考資料

別添1 競馬法の一部を改正する法律（令和4年法律第85号）に係る官報の写し

別添2 競馬法の一部を改正する法律（令和4年法律第85号）の第5章（罰則）に係る新旧対照条文

別添3 競馬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第38号）に係る官報の写し

別添4 競馬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第38号）のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）に係る新旧対照条文

法律第八十五号 競馬法の昭和二年四月一日施行規則

名御聖

競馬法の一部を改正する法律をここに公布する。

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 松野 博

〔第三十八条〕に改め、同項第三の下に、「競走馬を「経営基盤の強

(競馬活性化業務及び競走馬生産振興業務に必要な資金の確保
第二十三条の四十四 協会は、地方競馬の事業の経営基盤の強化を
競馬活性化業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源に充て
受けた金額を前条第一号に定める畜産振興勘定から同条第二号に
ことができる。

を図るために必要がある場合には、農林水産大臣の承認を充てるため、競馬活性化勘定に繰り入れ

第三十二条の四十二中「含む」を「含み、第三十三条の四十四第一項の規定により繰り入れる金額に相当する金額を除く。」に改め、同条第一号中「第三十三条の三十六第一項第九号」を「第三十三条の三十六第一項第十号及び第十一号」に改め、同条第二号中「第三十三条の三十六第一項第十号」を「第三十三条の三十六第一項第十二号」に改める。

第二十三条の四十三第一号中「業務」の下に「(第三号に規定する業務を除く。)」を加え、同条第二号中「第三十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務」を「第三十三条の三十六第一項第七号及び第九号に掲げる業務(以下「競馬活性化業務」という。)」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二十三条の三十六第一項第十号に掲げる業務(次条第三項において「競走馬生産振興業務」という。)及びこれに附帯する業務に係る経理 競走馬生産振興勘定

第三章中第二十三条の四十六を第二十三条の四十七とし、第二十三条の四十五を第二十三条の四十六とし、第二十三条の四十四を第二十三条の四十五とし、第二十三条の四十三の次に次の一条を加え

（清服の是共の求め）

条を加える。

第十二条の二十六第三項中第一項第十二号を第一項第十四号に改め 同条の次に次の

頭言その他の支援を行ふこと

（指揮）（指揮）（指揮）（指揮）

五 郡道府県又は指定市町村にて地方競馬の公正な実施を確保するため必要な情報の提供、

一
号
を
加
え
る。

下に競走体系の整備その他の観点から】を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の

第二十三條の二十六第一項中第七号を第八号とし第六号を第七号とし同項第五号中關しの

第二回 蘭香院金玉良緣 紫玉樓風雨連雲

情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助する

十 地方競馬における競走馬の需要の変化、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる

同項中第八号を第九号とし
同号の次は次の二号を加える

是の事は、同項目を同様に記入する。

馬二ノ同類第九号中馬を「前号ニ掲げるものほか、馬ニ致り、同号を同類第十一号ニシテ

第二十三條の三十六第一項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、

六号に改める。

卷之三

卷之三

2 農林水産大臣は、前項の規定による繰入が、第二十三条の四十二各号に掲げる業務の遂行に支障がなく、かつ、競馬活性化業務を通じた地方競馬の事業の経営基盤の強化に必要であると認められる場合に限り、同項の承認をするものとする。

3 日本中央競馬会は、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかるらず、協会が行う競走馬生産振興業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

第二十四条及び第二十五条第三項中「公正」の下に「を確保し、又は競馬の円滑な実施」を加える。

第三十三条及び第三十四条を削り、第三十二条の十を第三十八条とする。

第三十二条の九第五号中「第二十三条の四十五第二項」を「第二十三条の四十六第二項」に改め、同条を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする。

第三十二条の七の次に次の三条を加える。

第三十三条 第二十九条の規定に違反した者は、二百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者（第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）は、百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者は）は、五十万円以下の罰金に処する。

附則第八条の見出し中「協会の行う業務」を「競馬活性化業務」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「日本中央競馬会は」を「第二十三条の四十四第三項に定めるものほか、日本中央競馬会は」に、「令和四事業年度」を「令和九事業年度」に、「次に掲げる業務」を「競馬活性化業務」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削り、同項を同条とする。

附則中第九条を削り、第十条を第九条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第八条第二項の改正規定（「令和四事業年度」を「令和九事業年度」に改める部分に限る）及び附則第四条の規定 公布の日
- 二 目次の改正規定（第三十四条）を「第三十八条」に改める部分に限る）、第二十三条の三十六の次に一条を加える改正規定、第二十四条及び第二十五条第三項の改正規定、第三十三条及び第三十四条を削り、第三十二条の十を第三十八条とする改正規定、第三十二条の九を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする改正規定並びに第三十二条の七の次に三条を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え）
- （罰則に関する経過措置）
- 第二条 この法律の施行の日から前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の第二十三条の三十七第一項の規定の適用については、同項中「第二十三条の三十六第一項第十号」とあるのは「前条第一項第十号」とする。
- （政令への委任）
- 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

農林水産大臣 野村 哲郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野 博一

○ 競馬法の一
競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）

競馬法の一
（傍線部分は改正部分）

	第五章 費則	改 正 案	現 行
	第五章 費則		
第三十三条 第二十九条の規定に違反した者は、二百万円以下の罰金に処する。	第三十三条 第二十九条の規定に違反した者は、二百万円以下の罰金に処する。	（新設）	
第三十四条 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者（第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）は、百万円以下の罰金に処する。	第三十四条 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者（第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）は、百万円以下の罰金に処する。	（新設）	
第三十五条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。	第三十五条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。	（新設）	
第三十六条 （略）	第三十二条の八 （略）	第三十二条の八 （略）	
第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。	第三十二条の九 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。	第三十二条の九 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。	
一（四）（略）	一（四）（略）	一（四）（略）	
五 第二十三条の四十六第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。	五 第二十三条の四十五第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。	五 第二十三条の四十五第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。	
第三十八条 条 （略）			
第三十二条の十 （略）			

(削る。)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
一 第二十九条の規定に違反した者
二 第三十一条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者
。(第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。)

第三十四条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

競馬法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
令和五年一月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三十八号

競馬法施行令の一部を改正する政令

内閣は、競馬法（昭和二十三年法律第二百五十八号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「確保し、又は競馬場内の秩序を維持する」を「確保する」に改め、同条第二項中「前項第四号の」を「第一項第四号に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

3 競馬会は、競馬場内の秩序を維持するため必要があるときは、第一項第五号に掲げる処分をすることができる。

4 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

5 競馬会は、競馬場内の秩序を維持するため必要があるときは、第一項第五号に掲げる処分をすることができる。

6 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

7 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

8 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

9 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

10 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

11 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

12 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

13 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

14 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

15 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

16 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

17 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

18 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

19 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

20 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

21 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

22 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

23 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

24 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

25 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

26 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

27 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

農林水産大臣 野村 哲郎
内閣総理大臣 岸田 文雄

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（附則第三項関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）第五条又は第六条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百三十六条又は第一百三十七条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）</p> <p>三 刑法第一百七十四条に規定する罪、同法第一百七十五条第一項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第一百七十六条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第一百七十七条に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第一百七十八条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、同法第一百七十九条に規定する罪、同法第一百八十条若しくは第一百八十二条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）又は同法第一百八十二条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）</p> <p>四 刑法第一百八十六条第二項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）、同法第一百八十七条第一項若しくは第二項に規定する罪又は同法第三項に規定する罪（児童と授受する行為に係るものに限る。）</p>

五

刑法第二百二十四条から第二百二十六条までに規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）、同法第二百二十六条の二に規定する罪（児童を売買する行為に係るものに限る。）、同法第二百二十六条の三に規定する罪（児童を移送する行為に係るものに限る。）、同法第二百二十七条第一項から第三項までに規定する罪（児童を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。）、同条第四項に規定する罪（略取され又は誘拐された児童を收受する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第二百二十五条の二第二項及び第二百二十七条第四項後段に規定する罪を除く。）に係る同法第二百二十八条に規定する罪

六 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）第三条第一項又は第四条に規定する罪（児童に販売し、又は供与する行為に係るものに限る。）

七 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七条に規定する罪（児童に労働を強制する行為に係るものに限る。）、同法第一百八条第一項（同法第五十六条に係る部分に限る。）若しくは第一百十九条第一号（同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限る。）に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第一百二十一条に規定する罪

八 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第六十三条第一号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）、同条第二号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集、児童に対する労働者の募集又は児童である労働若しくは労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第六十七条规定する罪

九 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。）に規定する罪又は当該罪及び同法第六十条第一項に規定する罪に係る同法第六十二条の三に規定する罪

十二 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号に規定する罪（児童に勝馬投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第三十一条第一号に規定する罪又は同法第三十五条に規定する罪（児童による同法第二十八条の規定に違反する行為があつた場合における当該違反行為の相手方とな

十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二条第一項第六号に係る部分を除く。）、第五号（同法第二十八条第十二項第五号に係る部分を除く。）、第六号、第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分を除く。）若しくは第九号に規定する罪、同法第五十条第一項第四号（同法第二十二条第一項第六号に係る部分に限る。）、第五号（同法第二十八条第十二項第五号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれららの罪に係る同法第五十六条に規定する罪

十一 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条の二に規定する罪（児童から譲り受け、又は児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第二十四条の三に規定する罪（大麻から製造された医薬品を児童に對して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第二十四条の七に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第二十五条第一項第一号に規定する罪又はこれらの罪（同法第二十四条の二第一項、第二十四条の三第一項及び第二十四条の七に規定する罪を除く。）に係る同法第二十七条に規定する罪

十二 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号に規定する罪（児童に勝馬投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第三十一条第一号に規定する罪又は同法第三十四条に規定する罪（児童による同法第二十八条の規定に違反する行為があつた場合における当該違反行為の相手方とな

る行為に係るものに限る。）

十三（二十六）（略）

る行為に係るものに限る。）

十三　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条
第二号に規定する罪（児童に勝者投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第五十七条第二号に規定する罪、行為に係るものに限る。）、同法第五十九条に規定する罪（児童による同法第九条の規定に違反する行為があつた場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第六十九条に規定する罪

十四　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十条
一条第二号に規定する罪（児童に勝車投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第六十二条第二号に規定する罪、同法第六十四条に規定する罪（児童による同法第十三条の規定に違反する行為があつた場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第七十四条に規定する罪

十五　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条の二第一号に規定する罪（児童に販売し、又は授与する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第二十六条に規定する罪

十六　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条第二号に規定する罪（児童に勝舟投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第六十六条第二号に規定する罪、同法第六十九条に規定する罪（児童による同法第十二条の規定に違反する行為があつた場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第七十一条に規定する罪

十七　覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十条の二に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受けける行為に係るものに限る。）、同法第四十一条の三（同法第十九条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第四十一条の三（同法第

二十二条第二項又は第三項に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。)、同法第四十一条の四(同法第三十条の九第一項に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に譲り渡し、又は児童から譲り受けの行為に係るものに限る。)、同法第四十一条の四(同法第三十条の十一に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に対する使用する行為に係るものに限る。)、同法第四十一条の五第一項第三号に規定する罪、同法第四十一条の十一(若しくは第四十一条の十三に規定する罪(児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。)又はこれらの罪(同法第四十一条の二第一項、第四十一条の三第一項、第四十一条の四第一項、第四十一条の十一及び第四十一条の十三に規定する罪を除く。)に係る同法第四十四条に規定する罪)

十八 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条の二に規定する罪(児童に譲り渡し、児童から譲り受け、又は児童に交付する行為に係るものに限る。)、同法第六十四条の三に規定する罪(児童に対して施用する行為に係るものに限る。)、同法第六十六条の二(同法第二十七条第一項、第三項又は第四項に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に譲り渡し、又は児童から譲り受けの行為に係るものに限る。)、同法第六十六条の二(同法第二十七条第一項、第三項又は第四項に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。)、同法第六十九条第五号に規定する罪(児童に譲り渡す行為に係るものに限る。)、同法第六十八条の二に規定する罪(児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。)、同法第六十九条第五号に規定する罪(児童に譲り渡す行為に係るものに限る。)、同条第六号に規定する罪(同法第六十九条の五に規定する罪(児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。)、同法第七十条第十七号に規定する罪(児童に譲り渡す行為に係るものに限る。))

第十八号に規定する罪又はこれらの罪（同法第六十四条の二第一項、第六十四条の三第一項、第六十六条第一項、第六十六条第二項、第六十六条第三項、第六十六条第四項、第六十八条の二及び第六十九条の五に規定する罪を除く。）に係る同法第七十四条に規定する罪

十九 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第五十二条に規定する罪

（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第五十四条の三に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第五十二条第一項及び第五十四条の三に規定する罪を除く。）に係る同法第六十一条に規定する罪

二十 売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第五条に規定する罪、同法第六条第一項に規定する罪（児童をその相手方とする売春の周旋をする行為に係るものに限る。）、同条第二項第一号に規定する罪（児童を売春の相手方となるよう勧誘する行為に係るものに限る。）、同項第二号若しくは第三号に規定する罪、同法第七条、第十条若しくは第十二条に規定する罪（児童に売春をさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第五条から第七条までに規定する罪を除く。）に係る同法第十四条に規定する罪

二十一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十八条に規定する罪（児童である労働者を対象とする労働者派遣に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第六十二条に規定する罪

二十二 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条若しくは第三十三条第二号に規定する罪、同法第三十五条に規定する罪（児童による同法第九条の規定に違反する行為があつた場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第六十六条に規定する罪

二十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
(平成十一年法律第二百三十六号) 第三条第一項(第六号に係る部分に限る。)に規定する罪(賭博場を開帳する行為に係るものに限る。)又は同条(第一項第十号に係る部分に限る。)若しくは第六条(第一項第二号に係る部分に限る。)に規定する罪(児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。)

二十四 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第二百三十七条第一項第六号(同法第六十九条に係る部分に限る。)に規定する罪(児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。)

二十五 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和四年法律第七十八号)第二十条若しくは第二十一条に規定する罪(これらの罪に当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。)又はこれらの罪に係る同法第二十二条第一項に規定する罪

二十六 次に掲げる行為又はこれらに類する行為であつて、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているもの

イ 児童と淫行すること。
ロ 児童に対しわいせつな行為をすること。
ハ 児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。
ニ 児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。